

安中市バリアフリー特定事業の進捗確認等の支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務目的

安中市では、市が目指すまちの将来像の実現に向け、子育て世帯、高齢者、障がい当事者等、誰もが生活しやすいように、また、本市を訪れる観光客等が移動しやすいように、より一層のバリアフリー化の推進を目指すため、市の主要な観光地である磯部温泉地区を対象に「バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)及びバリアフリー基本構想」を令和6年6月に策定した。

本計画については、PDCA(計画・実施・評価・改善)サイクルにより、実情に則した計画となるように段階的かつ継続的な見直し(スパイラルアップ)を行うため、毎年1回程度、協議会の下部組織による進捗確認を行うこととしている。

そのため本業務では、計画において設定した特定事業の進捗について、事業主体等による資料を整理するとともに、地域に関わる高齢者、障がい当事者、その他の市民等の意見を収集することで、事業主体・利用者の両面から各特定事業の進捗状況の確認・評価、課題の整理等を行う。

2. 業務概要

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| (1)業務名 | 安中市バリアフリー特定事業の進捗確認等の支援業務委託 |
| (2)業務内容 | 別紙「安中市バリアフリー特定事業の進捗確認等の支援業務委託」のとおり |
| (3)業務履行期間 | 契約締結日から令和8月3月27日まで |
| (4)提案限度額 | 5,005,000 円(消費税及び地方消費税を含む) |

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、参加申し込み時点で次に掲げる条件をすべて満たしている事業者であること。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2)国または地方公共団体の指名停止を受けていないこと。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない事業者(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている事業者を除く。)であること。
- (4)安中市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でないこと。
- (5)国税および地方税を滞納していないこと。
- (6)本社、支店又は営業所が群馬県、東京都、神奈川県、埼玉県、栃木県、茨城県、千葉県、山梨県、長野県又は新潟県のいずれかに所在していて、契約締結の権限を有すること。
- (7)本プロポーザルに参加する事業者は単体企業であること。
- (8)適切な情報セキュリティ・ポリシーおよび情報管理体制が整備されていること。

- (9)過去 5 年間(令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間)に国や地方公共団体から受託したバリアフリーマスタープラン、もしくはバリアフリー基本構想に係る業務の履行実績があること。
- (10) 技術士(建設/都市及び地方計画)または RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を保有しており、過去 5 年以内にバリアフリーマスタープラン、もしくはバリアフリー基本構想に係る実績を有する者を管理技術者として配置できる事業者であること。
- (11) 技術士(建設/都市及び地方計画) または RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を保有する者を照査技術者として配置できる事業者であること。

4.スケジュール

内容	実施日又は期限
実施要領等の公表	令和 7 年 10 月 1 日(水)
質問書の提出	令和 7 年 10 月 1 日(水)から 10 月 8 日(水)17 時まで
質問に対する回答	令和 7 年 10 月 14 日(火)17 時まで
参加申込書等の提出	令和 7 年 10 月 17 日(金)17 時まで
企画提案書の提出	令和 7 年 10 月 30 日(木)17 時まで
プレゼンテーション審査日	令和 7 年 11 月 5 日(水) ※予定
審査結果の通知	令和 7 年 11 月 10 日(月) ※予定

5.質問及び回答

(1)質問書の提出

- ・提出期限 令和 7 年 10 月 8 日(水)17 時まで
- ・提出様式 質問票(様式 1)を用いること。
- ・提出方法 電子メールで担当部署に提出するとともに、電話による連絡をすること。なお、電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問(安中市バリアフリー特定事業の進捗確認等の支援業務委託)」とすること。

(2)質問に対する回答

令和 7 年 10 月 14 日(火)17 時までに質問者に回答するとともに、当該内容をホームページに掲載する。ただし、質問内容によっては、質問者のみの回答となる場合がある。

6.参加申込書等の提出

- (1)提出期限 令和 7 年 10 月 17 日(金)17 時まで
- (2)提出書類 ①公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書(様式2)
- ②会社概要(任意様式)
- ③業務実績(任意様式)

過去5年間で本業務と類似する業務(国や地方公共団体から受託したバリアフリーマスタープラン、もしくはバリアフリー基本構想に係る業務)の実績を記載するとともに、その実績内容が分かる書類(契約書の写し等)を添付すること。

※②、③については、各7部ずつ提出すること。

(3)提出方法(次のいずれかの方法にて提出すること)

①持参する場合

提出期限までの各日平日8時30分から17時までに提出すること。

②郵送する場合

提出期限必着とし、表面に「安中市バリアフリー特定事業の進捗確認等の支援業務委託プロポーザル参加申込書等在中」と朱書きすること。

7.企画提案書の提出

(1)提出期限

令和7年10月30日(木)17時まで

(2)提出書類

①企画提案書(任意様式)

②見積書(任意様式による。また、積算内訳がわかる資料を添付すること。)

(3)企画提案書の提案内容

以下の各項目について、わかりやすく説明すること。

①本業務に対する姿勢や実施方針

②本業務における実施体制

③本業務を実施するためのスケジュール

④仕様書「3.業務内容」の(1)から(3)の業務を効果的に進めるための工夫について

(4)企画提案書の作成方法

①企画提案書はフォントサイズ10.5ポイント以上推奨で、A4サイズで作成すること。

②企画提案書を作成するソフトウェアや書体を問わない。

③専門用語を用いる場合は、専門知識を有しない者にも分かるように解説等を入れること。

(5)提出部数

印刷したものを8部、電子データ(PDF形式)を1セット

(6)提出方法(次のいずれかの方法で提出すること)

①持参する場合

提出期限までの各日平日8時30分から17時までに提出すること。

②郵送する場合

提出期限必着とし、表面に「安中市バリアフリー特定事業の進捗確認等の支援業務委託プロポーザル提案書在中」と朱書きすること。

※電子データについてはメール提出可とする。提出期限までの各日平日 8 時 30 分から 17 時までに「15.担当部署」に記載のメールアドレス送付すること。

8. プレゼンテーション審査

- (1)実施日 令和7年11月5日(水) ※予定
- (2)実施場所 安中市役所本庁舎 会議室(※詳細な場所は後日通知します。)
- (3)出席者 管理技術者、業務責任者、および業務担当者を含む本業務に従事する者4名以内
- (4)実施時間 1社あたり30分程度(説明20分、質疑応答10分)
- (5)実施方法 提出した企画提案書に基づき行うこと。企画提案書以外の資料配布は認めない。
なお、説明は当該業務担当者が行うこと。
- (6)設備 スクリーンおよびプロジェクター(もしくはモニター)については本市で用意するが、パソコンおよびその他関係機材は、参加事業者側で用意すること。

9. 審査および評価

提出された企画提案書、プレゼンテーションの審査および評価(以下「審査等」という。)は、審査委員会において、次のとおり行う。

(1)評価基準

別表1のとおりとする。

(2)評価方法

提出された企画提案書およびプレゼンテーションの内容を(1)の評価基準に基づき、審査委員会の各委員が審査等を行う。なお、参加事業者が1事業者のみであった場合でも本プロポーザルは成立する。

10. 契約予定事業者の特定

審査委員会において、審査等を実施した結果、各委員による評価点の合計点数が最上位の事業者を契約予定事業者とし、次に合計点数が高かった事業者を次点の契約予定事業者とする。審査の結果、審査結果の合計点数が最上位の提案が複数あった場合は、審査委員会の協議により決定し契約予定事業者を選定する。

11. 審査結果の通知

審査結果は、参加したすべての事業者電子メールにて通知する。なお、参加事業者各委員の合計点数を記載した評価基準表を当該参加事業者に対して開示する場合を除き、選考の理由、結果に対する問い合わせおよび異議等については、一切応じない。

12. 提案資格の喪失等

企画提案書の提出を求めた参加事業者がその後、次に掲げるいずれかに該当することとなった場合は、本プロポーザルの参加資格を失うこととなる。また、既に企画提案書を提出している場合には当該企画提案書は無効とする。

- (1)参加資格を満たさなくなった場合
- (2)提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3)提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (4)見積額が委託料上限金額を超えている場合
- (5)プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6)本プロポーザルの公平性を害する行為があった場合

13. 契約の締結

本業務の契約予定事業者は、本市と協議のうえ、契約に必要な書類を揃え、契約を締結する。契約締結に要する費用は、契約予定事業者(受託者)の負担とする。

14. その他

- (1)本プロポーザルに係る一切の費用は、参加事業者の負担とする。
- (2)書類提出後の修正および変更は一切認めない。ただし、本市から指示があった場合は除く。
- (3)あらかじめ見積限度額を明示した場合には、契約時点で見積限度額を増額することはできないものとする。ただし、契約締結後、災害等のやむを得ない都合により変更が生じた場合は、契約変更を妨げるものではない。
- (4)提出された書類及び提案書等は、返却しない。
- (5)提出された書類は、参加事業者が無断で本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (6)提出を要請した必要書類以外のものは、一切受理しない。また、提出後の差し替え又は記載内容の変更は、認めない。
- (7)この要領に定めるもののほかは、審査委員会において決定する。

(8)審査委員会の委員は非公表とする。

(9)「安中市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)及び磯部温泉地区バリアフリー基本構想」についてはこちらを確認すること。

→ <https://www.city.annaka.lg.jp/page/14621.html> (安中市ホームページ)

15. 担当部署(各種書類の提出先)

〒379-0192

群馬県安中市安中一丁目23番13号

安中市まちづくり部 都市計画課 交通政策係

電話番号 027-382-1111(内線1222)

FAX番号 027-381-7018

メールアドレス toshikeikaku@city.annaka.lg.jp